

**改正**

昭和49年10月1日規則第31号

昭和53年6月30日規則第15号

昭和54年6月20日規則第21号

昭和55年6月24日規則第16号

昭和56年6月23日規則第11号

昭和57年7月20日規則第18号

昭和58年1月11日規則第2号

昭和58年6月20日規則第16号

昭和59年6月16日規則第11号

昭和60年6月13日規則第14号

昭和61年6月12日規則第8号

昭和62年5月30日規則第18号

昭和63年5月31日規則第20号

平成元年6月13日規則第40号

平成2年6月14日規則第10号

平成3年6月6日規則第9号

平成4年4月1日規則第5号

平成4年5月22日規則第13号

平成5年6月1日規則第15号

平成6年4月19日規則第10号

平成6年12月28日規則第29号

平成7年5月30日規則第9号

平成8年5月31日規則第26号

平成9年5月30日規則第19号

平成10年3月31日規則第22号

平成11年3月31日規則第4号

平成11年5月31日規則第24号

平成11年6月30日規則第37号  
平成12年5月25日規則第26号  
平成13年5月31日規則第21号  
平成14年5月30日規則第23号  
平成15年6月2日規則第41号  
平成17年11月14日規則第36号  
平成18年5月31日規則第41号  
平成19年3月30日規則第36号  
平成24年3月30日規則第21号  
平成24年7月31日規則第36号  
平成25年3月1日規則第5号  
平成25年11月20日規則第45号  
平成27年12月28日規則第81号  
平成28年3月18日規則第15号

#### 東久留米市児童育成手当条例施行規則

東久留米市児童手当条例施行規則（昭和44年東久留米市規則第17号）の全部を改正する。

（条例第4条第1項第1号の規則で定める程度の障害の状態）

**第1条** 東久留米市児童育成手当条例（昭和46年条例第35号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

**第2条** 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- （1） 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか、又は父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童
- （2） 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) その他市長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童  
(所得の額)

**第3条** 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは、360万4千円とし、扶養親族等又は児童があるときは、360万4千円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該扶養親族等1人につき63万円とする。）を加算した額とする。

(所得の範囲)

**第4条** 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

**第5条** 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には35万円）
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となつた寡婦又は寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、40万円）
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となつた勤労学生1人につき27万円

(施設)

**第6条** 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(受給資格の認定の申請)

**第7条** 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が東久留米市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあるこ

とによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

(6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによつて申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

(8) 受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日において、東久留米市の区域内に住所を有しなかつたときは、当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の次の事項についての当該区市町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数

ウ 第3条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数

(9) 受給資格者が、前年（1月から5月までの間の受給資格に係る手当については、前前年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したとき当該事実を明らかにすることができる書類

(認定及び却下の通知)

**第8条** 市長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書（別記様式第2号）により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めるときは、児童育成手当認定申請却下通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

(支払期月の特例)

**第9条** 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払期月が経過した後において支払うとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他市長が特に必要と認める事由があるとき。

(手当額の改定)

**第10条** 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書（別記様式第4号）に、新たな支給要件児童に係る次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が東久留米市の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本
  - (3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
  - (4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき（当該新たな支給要件児童が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。）には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- 2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書（別記様式第5号）により、当該申請をした者に通知する。
- 3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めたときは、児童育成手当額改定申請却下通知書（別記様式第6号）により当該申請をした者に通知する。
- （支払の停止）

**第11条** 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（手当の返還請求）

**第12条** 市長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅もしくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払つた場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（別記様式第7号）により行うものとする。

（現況の届出）

**第13条** 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が東久留米市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(4) 受給者が第2条各号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(5) 第7条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類  
(受給事由消滅等の届出)

**第14条** 受給者は、東久留米市の区域内に住所を有しなくなつたとき、その他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。  
(氏名変更等の届出)

**第15条** 受給者は氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届（別記様式第10号）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて市長に提出しなければならない。

2 受給者は、東久留米市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2項に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2項に掲げる書類を、変更後の住所が東久留米市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。  
(受給資格消滅等の通知)

**第16条** 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなつたときは、児童育成手当受給資格消滅通知書（別記様式第12号）により当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書（別記様式第5号）により、当該受給者に通知する。  
(未支払の児童育成手当の請求)

**第17条** 条例第9条に規定する未支払の児童育成手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当

請求書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

**第18条** 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

（台帳）

**第19条** 市長は、児童育成手当受給者台帳（別記様式第14号）を備え、第8条第1項の規定に基づいて、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

#### 付 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、条例付則第4項の規定に基づいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。

#### 付 則（昭和49年10月1日規則第31号）

1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この規則による改正前の東久留米市児童手当条例施行規則（昭和46年規則第35号）による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 付 則（昭和53年6月30日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。ただし、第4条に係る改正規定は昭和53年10月1日から施行する。

#### 付 則（昭和54年6月20日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年6月1日から適用する。

#### 付 則（昭和55年6月24日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

#### 付 則（昭和56年6月23日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

#### 付 則（昭和57年7月20日規則第18号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日から適用する。

2 この規則の施行日以後においても、当分の間、改正前の様式による申請は、改正後の様式による申請とみなす。

**付 則**（昭和58年 1 月11日規則第 2 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則による様式については当分の間従前の様式を使用することができる。

**付 則**（昭和58年 6 月20日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（昭和59年 6 月16日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（昭和60年 6 月13日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（昭和61年 6 月12日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（昭和62年 5 月30日規則第18号）

この規則は、昭和62年 6 月 1 日から施行する。

**付 則**（昭和63年 5 月31日規則第20号）

この規則は、昭和63年 6 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成元年 6 月13日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東久留米市児童育成手当条例施行規則は、平成元年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（平成 2 年 6 月14日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東久留米市児童育成手当条例施行規則は、平成 2 年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（平成 3 年 6 月 6 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東久留米市児童育成手当条例施行規則は、平成 3 年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（平成 4 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成 4 年 5 月22日規則第13号）

この規則は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成 5 年 6 月 1 日規則第15号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

**付 則**（平成6年4月19日規則第10号）

- 1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定及び次項の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 平成6年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限についてこの規則による改正後の第5条第1項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法附則第33条の2の規定に適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。

**付 則**（平成6年12月28日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東久留米市児童育成手当条例施行規則第3条及び第6条の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用する。ただし、様式に係る改正規定については、平成7年4月1日から施行する。

**付 則**（平成7年5月30日規則第9号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

**付 則**（平成8年5月31日規則第26号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

**付 則**（平成9年5月30日規則第19号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

**付 則**（平成10年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第1号及び第3号、第3条、第4条、第5条第1項（第5条第1項の改正規定中「第4条第2項」の次に「第1号」を加える部分に限る。）、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第16条第1項、第17条、第18条第2項及び第19条の規定並びに別記様式は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**付 則**（平成11年3月31日規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**付 則**（平成11年 5 月31日規則第24号）

- 1 この規則は、平成11年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**付 則**（平成11年 6 月30日規則第37号）

この規則は、平成11年 7 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成12年 5 月25日規則第26号）

- 1 この規則は、平成12年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**付 則**（平成13年 5 月31日規則第21号）

この規則は、平成13年 6 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成14年 5 月30日規則第23号）

この規則は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成15年 6 月 2 日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成17年11月14日規則第36号）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則の改正前の規則別記様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 7 号及び様式第12号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

**付 則**（平成18年 5 月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は同年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東久留米市児童育成手当条例施行規則第 5 条第 2 項の規定は、平成18年 6 月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

**付 則**（平成19年 3 月30日規則第36号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成24年 3 月30日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の東久留米市児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年7月31日規則第36号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日規則第5号)

この規則中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年11月20日規則第45号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

付 則 (平成27年12月28日規則第81号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月18日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、改正前の規則様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第6号及び様式第12号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 別表

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。）
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病がなおらないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの

**様式第1号** (第7条・第13条関係)

**様式第2号** (第8条関係)

**様式第3号** (第8条関係)

**様式第4号** (第10条関係)

**様式第5号** (第10条・第16条関係)

**様式第6号** (第10条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第14条関係)

様式第10号 (第15条関係)

様式第11号 (第15条関係)

**様式第12号** (第16条関係)

様式第13号 (第17条関係)

様式第14号 (第19条関係) (表)